

# 令和6年度 福島県立只見高等学校 前期選抜募集要項

令和6年度における福島県立只見高等学校（以下「本校」という。）の入学選抜（前期選抜）は、この募集要項及び「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」（福島県教育委員会）により実施する。

## 1 募集定員

- (1) 特色選抜  
全日制の課程普通科募集定員40名の20%程度とする。
- (2) 一般選抜  
全日制の課程普通科募集定員40名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

## 2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」及び「福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校における入学選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

## 3 出願資格

- (1) 高等学校に入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）  
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。
  - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者  
「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に示された「第1 入学募集」の「2 出願資格」の2項（要綱1ページ参照）を満たす者
- (2) 特色選抜への出願資格については、上記に加えて次の条件も満たす者とする。  
下記4に示した「特色選抜における志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

## 4 特色選抜における志願してほしい生徒像

本校では、心身ともに健やかで、地域課題の解決・地域社会の特性の発信・新たな可能性の創造に取り組む人材の育成を目指し、そのためにグローバルな視点から「地域の持続可能な発展」を創造するための学びを実践しており、次のような生徒を求めている。

### A型（グローバルリーダー）

中学校で生徒会役員等として諸活動における中心的な役割を担った経験があり、入学後は生徒会活動や各種交流活動、各種検定取得に積極的に取り組み、リーダーとして活躍できる生徒。

### B型（部活動）

中学校あるいはその他団体において野球または剣道の部・クラブ等に所属し、各種大会において県大会出場以上の実績、または相応の優れた資質があり、入学後も本校の部においてその活動を継続する強い意志のある生徒。

## 5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 6 併願の取扱い

本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

## 7 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円分の切手を貼付した長形3号の返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）[様式統一1号の1]
  - ② 調査書（「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」において指定する様式）[様式共通1号]

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

- ③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）  
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）[様式統一1号の2]
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程を記入したもの）[様式統一1号の3]
- (2) 上記(1)以外の者は、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) 学区外から出願する者は、下記10「学区外からの出願」に示した書類も提出すること。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。[様式共通4号の1]
- (5) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。  
ただし、志願者において消印しない。

## 9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書[様式統一5号]を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した長形3号の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書[様式共通3号]を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。  
郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

## 10 学区外からの出願

- (1) 「福島県立川口高等学校、福島県立南会津高等学校及び福島県立只見高等学校における入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による出願は次のとおりとする。
  - ① 県内からの出願の場合  
上記8に示した出願書類のほかに、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に居住し、保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）の「住民票の写し」を提出する。
  - ② 県外からの出願の場合  
上記8に示した出願書類のほかに、他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類[様式共通2号]及び身元引受人の「住民票の写し」を提出する。
- (2) 保護者の転勤等に伴う一家転住等により学区を越えて出願する者については、本校へ問い合わせる。

## 11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。  
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
  - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
  - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 12 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

出願先変更の方法については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

## 13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届[様式共通7号]を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

#### 14 選抜方法・選抜資料

##### (1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を併せて資料として、総合的に判定して選抜を行う。

##### ① 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機及び将来への抱負、高校生活において特に学びたいことについて本人が記入する。

##### ② 調査書

A型、B型共通で「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は205点満点とし、合計400点満点とする。

##### ③ 学力検査

実施する教科は次のとおりとし、A型、B型共通で各教科の満点を50点として、合計250点満点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

##### ④ 特色面接

個人面接を行う。学びに向かう力や自己を表現する力をみる。評価については点数化し、150点満点とする。

##### ⑤ 特色検査

実施しない。

##### ⑥ 選抜資料の点数は、A型、B型ともに800点満点とする。

##### (2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、総合的に判定して選抜を行う。

##### ① 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

##### ② 学力検査

実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点として、合計250点満点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

##### ③ 一般面接

集団面接を実施する。志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。評価については段階評価とする。

#### 15 日時及び会場

##### (1) 学力検査（特色選抜、一般選抜共通）

- ① 日程 令和6年3月5日（火）  
ア 受付 午前 8時00分～午前 8時20分  
イ 学力検査 午前 9時00分～午後 3時10分

|       |       |       |       |             |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 9:00  | 9:50  | 10:10 | 11:00 | 11:20       | 12:10 | 13:10 | 14:00 | 14:20 | 15:10 |
| 国語    | 休     | 数学    | 休     | 外国語<br>（英語） | 昼食    | 理科    | 休     | 社会    |       |
| (50分) | (20分) | (50分) | (20分) | (50分)       | (60分) | (50分) | (20分) | (50分) |       |

##### ② 会場 福島県立只見高等学校

##### ③ 持参物 受験票、上履き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

##### (2) 面接（特色面接、一般面接）

- ① 日程 令和6年3月6日（水）  
ア 受付 午前 8時00分～午前 8時20分  
イ 面接 午前 9時00分～ ※面接の日程は学力検査日に通知する。

##### ② 会場 福島県立只見高等学校

##### ③ 持参物 受験票、筆記用具、上履き、（午後になる場合は）昼食

#### 16 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

##### (1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 追検査の日時、日程及び会場等

- ① 日 程 令和6年3月11日(月)
- ア 受付 午前 8時00分～午前 8時20分  
ただし、追検査において学力検査を受験しない志願者の受付は、  
午後 2時45分～午後 3時00分とする。
- イ 学力検査 午前 9時00分～午後 2時45分

|       |       |       |       |             |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 9:00  | 9:50  | 10:05 | 10:55 | 11:10       | 12:00 | 12:50 | 13:40 | 13:55 | 14:45 |
| 国 語   | 休     | 数 学   | 休     | 外国語<br>(英語) | 昼 食   | 理 科   | 休     | 社 会   |       |
| (50分) | (15分) | (50分) | (15分) | (50分)       | (50分) | (50分) | (15分) | (50分) |       |

ウ 面 接 午後 3時00分～  
一般選抜と特色選抜の併願者は特色面接をもって一般面接の実施とみなす。

- ② 会 場 福島県立只見高等学校
- ③ 持 参 物 上記15(1)および(2)の③持参物に同じ。
- ④ そ の 他 変更等については、本校ホームページに掲載する。
- ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願[様式共通14号]を令和6年3月7日(木)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証[様式共通15号]を交付する。

## 17 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して合格通知書[様式共通5号]を交付するので、合格者発表当日は受験票を持参の上、午後2時までに受付を済ませる。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。